

(この冊子にご記入いただき、同封の返信用封筒に入れてご返送ください。)

長野県森林づくり県民税等に関するアンケート調査

～ご協力をお願い～

日頃から県政に対しましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

長野県では、戦後に植えられた人工林の多くが資源として成熟期を迎える一方、木材価格の低迷、林業の採算性の悪化、薪や炭のエネルギー利用の減少等により、森林と人との結びつきが途切れ、森林の手入れが十分に行われずに森林の機能が低下し、私たちの安全・安心な暮らしへの影響が懸念される状況が続いていました。

そこで、長年にわたって先人が育ててきた森林を健全な姿で次の世代に引き継ぎ、森林の恩恵を受けている県民みんなで森林づくりを支える仕組みとして、平成 20 年度から「長野県森林づくり県民税」を導入※1し、里山の間伐などの森林整備に取り組んでまいりました。取組の成果については、別紙「長野県森林づくり県民税の取組」または長野県ホームページ※2（下記二次元コード参照）をご覧ください。

今年度は第 3 期森林づくり県民税の最終年度となることから、これまでの取組の評価や令和 6 年度から課税が始まる国税としての森林環境税※3との関係も踏まえ、今後の方向性についての検討を進めています。

このアンケート調査は、企業の皆様のお考えをお聞きし、今後の方向性を考える上での参考資料とさせていただくものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※1 個人の皆様のほか、法人の皆様には法人県民税の年額均等割額の 5 %（資本金等の金額に応じて 1,000 円から 40,000 円の上乗せ）を超過課税として納めていただいています。

※2 長野県森林づくり県民税の取組の成果（長野県ホームページ）
「長野県 森林税」で検索または右の二次元コードからご覧ください。



※3 森林環境税は、京都議定書に代わる新たな国際枠組みであるパリ協定の下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する目的で創設されました。2024（令和 6）年度から、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、市町村において、個人住民税均等割と併せて 1 人年額 1,000 円が徴収されます。

令和 4 年(2022 年) 7 月
長野県

(裏面もご覧ください)

ご記入に当たってのお願い

- ◆ このアンケート調査は、長野県が実施主体となって、「協同組合長野シーアイ開発センター」に業務を委託しています。
- ◆ 回答は、各設問欄右端の四角の枠の中に、当てはまる番号をご記入ください。
- ◆ 質問には、文中に特に断りがない限り、できるだけお答えください。

調査票の返送について

- ◆ ご記入いただいた調査票は、回答漏れのないことをご確認の上、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずにご返送ください。

回答期限について

- ◆ 令和4年8月12日（金）まで

調査についてのお問い合わせ先

- ◆ この調査についてのお問い合わせは、以下までお願いします。

長野県林務部森林政策課企画係

(担当) 今尾 旦詰

電 話：026-235-7261（直通）

F A X：026-234-0330

E-mail：rinsei@pref.nagano.lg.jp

長野県森林づくり県民税についてのアンケート

問1 従業員数について

貴社の従業員数について、次の中から 1つ お選びください。

- ① 1～9 人
- ② 10～29 人
- ③ 30～49 人
- ④ 50～99 人
- ⑤ 100 人以上

こちらに番号をご記入ください⇒
(以下、同様をお願いします)



問2へ

問2 資本金について

貴社の資本金額について、次の中から 1つ お選びください。

- ① 1 千万円以下
- ② 1 千万円超～1 億円以下
- ③ 1 億円超～10 億円以下
- ④ 10 億円超～50 億円以下
- ⑤ 50 億円超



問3へ

問3 業種について

貴社の業種について、次の中から 1つ お選びください。

(複数の業種をお持ちの場合は、収入が多いなど、主たる業種の方をお選びください。)

- ① 農林業
- ② 建設業
- ③ 製造業
- ④ 電気ガス水道業
- ⑤ 運輸通信業
- ⑥ 卸売小売飲食業
- ⑦ 保険金融不動産業
- ⑧ サービス業
- ⑨ その他 ()



問4へ

問4 森林づくり県民税の継続について

現在の森林づくり県民税は、平成30年度から令和4年度までの5年間が実施期間で今年度が最終年度です。

貴社は、**令和5年度以降の森林づくり県民税の継続について**どのようにお考えですか？

次の中から **1つ** お選びください。

- ① 現在の取組内容のまま継続すべき
- ② 現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき
- ③ 全く新しい取組内容として継続すべき
- ④ わからない
- ⑤ 継続すべきではない

➡ 問5へ

➡ 問8へ

☐

問5 森林づくり県民税を活用した大切な取組について

森林づくり県民税で取り組むべき内容について、貴社が**大切だと思う取組**を、次の中から **4つまで** お選びください。

1 現在、森林づくり県民税で取り組んでいる内容

（「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備）

- ① 防災・減災の観点から整備が必要な里山の間伐
- ② 道路や電線などライフライン沿いの危険木等の除去
- ③ 洪水被害防止等を目的に行う河畔林の危険木等の除去
- ④ 地域住民等の主体的な参加による里山の整備・利活用の取組

（自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用）

- ⑤ 児童センターや保育園などの施設の木質化や木のおもちゃの導入の取組
- ⑥ 多くの方が利用する県有施設の木質化
- ⑦ 薪（まき）が継続して利用されるモデル的な取組
- ⑧ 松くい虫などによる枯損木を利活用する取組

（森林づくりに関わる人材の育成）

- ⑨ 里山を管理・利用する地域活動をコーディネートする人材や維持管理する人材の育成
- ⑩ 森林セラピー基地におけるコーディネーターの育成
- ⑪ 自然環境を活用できるエコツーリズムガイドの育成
- ⑫ 小学校等における自然教育・野外教育の普及を図る取組

（多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用）

- ⑬ 学校林の整備や「信州やまほいく」認定園の活動フィールドの整備
- ⑭ 市街地の緑化整備
- ⑮ 観光地における景観形成のための森林等の整備

☐
☐
☐
☐

↓
問6へ

2 新しい取組内容

- ⑯ 二酸化炭素の吸収能力を最大限に発揮させるため、収穫（伐採）後の森林に再び木を植えるといった取組
- ⑰ 地域住民に加え、様々な人が親しめる里山の整備
- ⑱ 林業以外の分野で森林を活用する取組（教育（森林環境教育等）や健康（森林セラピー等）、観光（キャンプ等）などの観点での利用）

3 その他

- ⑲ その他（具体的にお書きください）

（現在の取組内容の詳細については、別添『長野県森林づくり県民税の取組』をご覧ください）

問6 森林づくり県民税を継続した場合の金額について

現在の森林づくり県民税では、法人の皆様から**法人県民税の年額均等割額の５％**をいただいています。
仮に森林づくり県民税を継続する場合、**貴社は年間どの程度の金額まで負担することができるかと考
えですか？** 次の中から**１つ**お選びください。

- ① 10%よりも多くても負担できる
- ② 10%
- ③ 現在の金額と同じ5%
- ④ 3%
- ⑤ 1%
- ⑥ 負担することはできない
- ⑦ わからない



問7へ

問7 森林づくり県民税を継続した場合の期間について

現在の森林づくり県民税は、平成 30 年度から令和 4 年度までの **5 年間**が実施期間です。
仮に森林づくり県民税を継続する場合、**貴社は継続する期間についてどのようにお考えですか？**
次の中から **1 つ**お選びください。

- ① 5年間より長い方がよい
- ② 現在の期間と同じ5年間でよい
- ③ 5年間より短い方がよい
- ④ わからない



問 9 へ

問8 森林づくり県民税を継続すべきでない理由について〈問4で⑤を選ばれた方のみお答えください〉

貴社が森林づくり県民税を「継続すべきではない」と考える最大の理由は何ですか？
次の中から**1つ**お選びください。

- ① これまでの森林づくり県民税の取組で、森林づくりが十分に進んだため
- ② 森林づくりは、森林所有者が行うべきであるため
- ③ 個人に対して国の森林環境税の徴収が始まるため
- ④ 現在徴収されている金額の負担が大きいため
- ⑤ 県の予算配分を見直すなど、森林づくり県民税以外の財源を森林づくりに使用すべきであるため
- ⑥ これまでの森林づくり県民税の使い道や、取組の効果が分かりにくいいため
- ⑦ その他（具体的にお書きください）：



問 9 へ

問9 森林づくり県民税に関するご意見について

森林づくり県民税に関するご意見等がある場合は、以下にご記入をお願いします。

アンケートはこれで全て終わりです。回答へのご協力、ありがとうございました。